

青森県報

第千九百四十四号

平成十三年十一月七日(水曜日)

則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)第十九条の規定により告示する。

平成十三年十一月七日

青森県知事 木村守男

目次

- 准看護婦試験の施行……………(健康医療課) ……一
 - 保安林の指定予定……………(林政課) ……二
 - 右 同……………(同) ……二
 - 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
 - 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………(経理課) ……三
- 出先機関
- 土地改良事業計画変更の同意……………(農地水産方) ……三
 - 土地改良区の清算人の就任……………(農地水産方) ……三
 - 道路の位置の指定……………(土木事務所) ……四

○包括外部監査結果に対する措置の公表……………(事務局) ……四

告示

青森県告示第五百九十四号

平成十四年准看護婦試験を次のとおり施行するので、保健婦助産婦看護婦法施行規

一 試験の期日及び場所

1 期日

平成十四年二月十九日(火)

2 場所

青森市大字横内字神田二二

青森中央学院大学

青森市大字浜館字間瀬五八の一

青森県立保健大学

青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館

二 受験願書受付期間

平成十三年十二月十七日(月)から同月二十一日(金)まで。ただし、郵送による場合は十二月二十一日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇一八五七〇

青森市長島一丁目一の一

青森県健康福祉部健康医療課試験免許班

四 その他

受験願書用紙は、県内各保健所(支所)及び青森県健康福祉部健康医療課試験免許班で交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部健康医療課試験免許班（電話〇一七一七三四一九二八七）に問い合わせること。

青森県告示第五百九十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十三年十一月七日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 三戸郡南部町大字相内字毛々目一から三まで、四の一、四の二、五から九まで、八二、八四、八五
- 二 保安林指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字毛々目一から三まで、四の一、四の二、五から九まで、八四、八五
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百九十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十三年十一月七日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 三戸郡倉石村大字中市字清水頭四、六八の一、六八の二
- 二 保安林指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字清水頭六八の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び倉石村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十二月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月七日

青森県知事 木 村 守 男

1	図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
	国 道	二七九号	むつ市大字奥内字金谷沢一の二八から むつ市大字奥内字今泉一四三の一まで		前 後	一〇〇〇メートルから 二三〇〇メートルまで 一〇〇・六〇メートルから 六七・八〇メートルまで	一、五四〇・〇〇メートル 一、五四〇・〇〇メートル	

青森県告示第五百九十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十三年十一月七日

青森県知事 木村守男

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市本町五丁目一の一八
社団法人青森県猟友会

二 変更内容

- 1 変更前の売りさばき場所
三戸郡田子町大字田子字天神堂向一二三
- 2 変更後の売りさばき場所
三戸郡田子町大字田子字田子三三の一

出先機関

土地改良事業計画変更の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第二項の規定により、金木町に係る次の土地改良事業の計画の変更により平成十三年十月二十三日同意したので、同条第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により公告する。

平成十三年十一月七日

- 一 事業名 基盤整備促進
- 二 地区名 更生芦野

北地方農林水産事務所長 山本義弘

土地改良区の清算人の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した横磯土地改良区から、次のとおり清算人の就任の届出があったので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成十三年十一月七日

西地方農林水産事務所長 熊谷宏

氏名	住	所	就任の年月日
小林昭忠	西津軽郡深浦町大字横磯字下岡崎八一の三	〃	平成三・一〇・九
紀本行雄	〃	〃	〃
中村義正	〃	〃	〃
佐藤久一	〃	〃	〃
佐藤善悦	五	〃	〃
熊谷辰雄	〃	〃	〃
平岡実	〃	〃	〃
佐藤義光	〃	〃	〃

栗谷 勇一郎 " " " " 宇下岡崎一八 " " " "

十和田土木事務所告示第十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び上北町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十一月七日

十和田土木事務所長 原 田 邦 治

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
上北郡上北町中央北二丁目三三〇番地及び三三三〇番地	九八・八五メートル	六・〇〇メートル	平成 一三・一〇・三三

監 査 委 員

包括外部監査結果に対する措置の公表

平成11年度の包括外部監査の結果に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、措置の内容を公表する。

平成13年11月7日

青森県監査委員	片 橋 須 山	谷 本 藤 内	松 子 夫 崇
同	同	同	敏 健
同	同	同	同

- 1 監査箇所名 農林部農業経済課
- 2 監 査 項 目 債権の管理事務（農業改良資金貸付金）
- 3 監査結果に対する措置の内容

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>延滞債務者の中には、借入後の償還が一度も行われなかつた者が数人いる。審査会のメンバーである各各の事前指導を十分に高め、さらには、審査の精度をそれぞれ果たすべし、再発を防止すべきである。</p>	<p>平成12年度に農業制度資金担当者連絡会議や農業改良資金に係る農協担当者研修会において、審査精度の向上を図り、延滞発生防止に努めることと、普及センター及び農協に対しては、借入後の希望指導の強化を図ること</p>
<p>貸付申請書や審査結果通知書など貸付審査に必要とされる書類の資料は各不納欠損書類の保管として要するが、件別貸付は本庁で保管すべきである。</p>	<p>不納欠損処分する場合は、出先機関で保管している書類を本庁で保管する。</p>
<p>保証能力調査を表面のあつたものにして、証人の資産とするとともに、取り調べなどにより、納付は年々、家族協等が強化される必要がある。</p>	<p>平成12年度に農業制度資金担当者連絡会議や農協担当者研修会において、審査精度の向上を図り、延滞発生防止に努めることと、普及センター及び農協に対しては、借入後の希望指導の強化を図ること</p>
<p>担保設定を定めていない貸付制度も少なくない。担保付し、担保設定を合すべきである。</p>	<p>債権回収を確実にするため、平成13年3月30日付けで貸付規則等を改正し、物的担保制度を導いた。また、担保物件は、担保物件（土地、建物）</p>
<p>法令によると、債権ないし債権の放棄（地方自治法第96条第1項第10号）</p>	<p>農業改良資金制度は、財源の3分の2は国費（昭和59年までは補助金、60年以降は貸付金）となっており、不納欠損処分が適当と考えられる案件については、国と協議の上、不納欠損処分の手続を進めていく。</p>

